

1

参入規制などの厳格化

2-1-1 登録（法3条）

確認問題

次の文章のうち、正しいものに○を、誤っているものに×をつけなさい。

- ① 貸金業を営もうとする者は、内閣総理大臣または都道府県知事からの許可を得る必要がある。
- ② 貸金業者が営業所または事務所を2以上の都道府県に設置して事業を行う場合には、当該都道府県知事に対してそれぞれ登録を行う必要がある。
- ③ 貸金業の登録を行う場合には、登録申請に係る書面に「営業所または事務所の名称および所在地」を記載する必要がある。
- ④ 登録申請書には、一定の書類を添付する必要がある。

解答

- ① ×
- ② ×
- ③ ○
- ④ ○



- ① 貸金業法においては、許可制ではなく、登録制が採られている（法3条）。
- ② 貸金業者が営業所または事務所を2以上の都道府県に設置して事業を行う場合には、当該都道府県知事ではなく、財務（支）局長に登録を行う。
- ③ 正しい（法4条1項5号）。
- ④ 正しい（法4条、施行規則4条）。

解説

1. 貸金業とは

貸金業法において「貸金業」とは、金銭の貸付けまたは金銭の貸借の媒介で業として行うものをいいます（法2条1項）。ただし、①国または地方公共団体が行うもの、②銀行など貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの、③物品の売買、運送、保管または売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの、④事業者がその従業者に対して行うもの、⑤そのほか資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの（国家公務員等の組合等が構成員に

対して行うものなど）などは貸金業から除かれます。

2. 登録が必要であること

貸金業を営もうとする者は、一定の事項を明らかにして「登録」を受ける必要があります（法3条）。有効な登録を受けずに貸金業を行うと無登録営業となり（法11条）、違反した者には刑事罰が科されることになります。

3. 登録の意義

登録とは、一定の法律事項などを行政庁に備える帳簿に記載し、これを関係者の閲覧に供し、必要に応じて記載内容を公証する制度をいいます。

営業の規制としての登録制度は、単純な届出のみを要求する届出制度より厳格ですが、許可制や免許制より緩やかです。



4. 登録を受ける行政庁

貸金業の登録は、次のとおり、営業形態に応じて内閣総理大臣（注）または都道府県知事に対して行われます。

【図表 2-1-1】登録を受ける行政庁

営業の形態	登録を受ける行政庁
営業所または事務所を2以上の都道府県の区域内に設置して事業を行う場合	財務（支）局長（注）
営業所または事務所を1つの都道府県の区域内にのみに設置して事業を行う場合	都道府県知事

（注）法律上は内閣総理大臣に対して登録を行うことになっていますが、内閣総理大臣の権限は、金融庁長官に委任されており（法45条1項）、金融庁長官の権限の一部は、主たる営業所を管轄する財務（支）局長にさらに委任されています（法45条2項、施行令6条1項）ので、財務（支）局長に対して登録の申請を行うことになります。

なお、行政庁は、貸金業者登録簿を一般の閲覧に供しなればなりません（法9条）。

5. 登録申請書

登録を受けるためには、次の事項を記載した登録申請書を上記行政庁宛に提出することになります（法4条1項）。